

笠松町橋梁施設の長寿命化計画

【個別施設計画】

令和 7 年 1 月

笠松町 建設課

1. 計画の位置づけ

国では、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの軽減や予算の平準化を図る方向性を打ち出しました。

町では、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにするため「笠松町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

本計画は、総合管理計画の下位計画に当たる個別施設の具体の対応方針を定める計画として、インフラ施設の橋梁部門の計画として位置づけするものです。

2. 計画の概要と目的

平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施工規則の一部を改正する省令」により、2m以上のすべての橋梁に関し、5年毎の近接目視による点検が義務付けられました。

そこで、町が管理する橋梁を適切に維持していくため、橋梁の長寿命化と修繕費等の縮減・平準化を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、本計画を策定します。

ただし、橋梁の状態は経年劣化や疲労等により刻々と変化することから、各年度毎に実施する点検結果等を踏まえ、適宜計画を更新するものとします。

3. 判定区分

定期点検における橋梁の健全度を表す判定区分は、次のとおりとします。

区分	状態	措置
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	監視や対策を行う必要のない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	緊急に対策を行う必要がある状態

4. 対策の優先順位とその考え方

対策の優先順位は、次に示す管理区分、健全度、規模や利用形態等により行い、点検・補修等により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを実施します。

区分	内容
A	第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁（跨道橋）
B	緊急輸送道路にある橋梁
C	都市計画道路、幹線町道にある橋梁
D	通学路に指定されている道路に架かる橋梁
E	上記区分以外の橋梁

5. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度把握の基本的な方針

健全度の把握については、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づいて定期的な点検を実施し、橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握します。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努めます。

6. 費用の縮減に関する方針と目標

1) 方針

点検・補修の際は、新技術・新工法の導入を検討し、従来工法に比して経済的な効果が確認される場合は、積極的な導入を心掛けます。さらに、う回路が存在し、交通量の少ない橋梁については、集約化・撤去を検討し、費用の縮減を図ります。

2) 目標

橋梁の健全性がⅢ以下であり、う回路が存在し、交通量の少ない橋梁については、集約化・撤去を検討します。現時点では該当となりうる4橋梁について検討を行い、令和10年度までに集約撤去を行い、約8,320千円の維持管理費の削減を目指します。

点検においては、従来工法に比して経済的な効果が確認される新技術を用いた点検方法の発見および活用を目指します。

補修においては新工法・新材料であるウォーターカッターを用いて、令和10年度までに小規模橋梁（10橋）の修繕コスト合計700千円の削減を目指します。